

ごかのお知らせ (372)

お知らせ

不動産取得税の軽減措置について (税務課)

不動産取得税は、土地や家屋を売買・贈与・交換等により取得された方や、家屋を建築(新築・増築等)された方に一度だけ課税される税金です。

なお、主に次のような場合で一定の条件に該当しますと、県税事務所に申請することにより不動産取得税が軽減されます。住宅用の土地を取得した場合

中古の住宅を取得した場合
公共事業の用に供するため、
国又は地方公共団体に、土地や

家屋を譲渡し、代替不動産を取得した場合
詳しくは県税事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ
お問い合わせ

境県税事務所 課税第二課
☎ 1120(代)

原宿台行政区域長が決まりました (総務課)

先の広報ごか5月号においてお知らせしました平成18年度の行政区長について、欠員となっておりました原宿台行政区の区長が、次の方に決定しましたのでお知らせします。

【原宿台行政区長】

川本日夫 さん

原宿台 2-16-101

お問い合わせ

総務課(内線213)

国民年金保険料の免除制度について (住民課)

保険料の免除制度は、「全額免除」及び「半額免除」の2種類でしたが、平成18年7月から「4分の1免除」、「4分の3免除」が新たに加わり、全額免除制度と3段階の一部納付(一部免除)制度になります。

(表1参照)

納付する月々の保険料額は次のとおりです。(平成18年度)

表1 一部納付(一部免除)の世帯構成別の所得基準の「めやす」

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4 納付	1/2 納付	3/4 免除
4人世帯 (ご夫婦、お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

4分の1免除 10、400円
2分の1免除 6、930円
4分の3免除 3、470円
これらの制度をご利用いただく場合には、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件となります。

なお、一部免除を受けた場合に、納付すべき一部保険料が未納となった場合には、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要

があります。

このほか猶予又は免除の制度として、

・「若年者猶予制度」30歳未満の方の保険料が猶予(所得審査あり)

・「学生納付特例制度」学生の方の保険料が猶予(所得審査あり)

・「法定免除」障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方の保険料が免除

などがあります。

免除又は猶予された保険料について、将来受け取る年金額が

少なくならないよう、10年以内に納付することができます。この場合、承認された期間が属する年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じて一定の加算額が加わります。

平成17年度に申請免除を承認された方で継続して免除を希望された方の申請は不要となります。

任意加入被保険者は対象となりません。

詳しくは、国民年金担当窓口又は社会保険事務所にお問い合わせください。

対象期間 7月から翌年6月
年金額
全額免除期間分 1/3

4分の3免除期間分 1/2
2分の1免除期間分 2/3
4分の1免除期間分 5/6
お問い合わせ
住民課(内線233)

福祉受給者証の更新はお済みですか? (住民課)

6月に新しい福祉受給者証の更新を行いました。まだ引き換え手続きの済んでいない方は、医療費の給付を受けられない場合がありますので速やかに手続きを行ってください。

お問い合わせ
住民課(内線234)

KUMON

夏の特別学習 受付中

7月21日(金)~8月31日(木)

◆お近くの教室をご紹介します◆

フリーコール ☎ 0120-372-100

受付時間 9:30~17:30 (土・日・祝を除きます)

日本公文教育研究会 土浦事務局